

○ 被害少年カウンセリングアドバイザー制度の実施について（通達）

〔平成23年8月18日少甲達第41号〕
石川県警察本部長から関係所属長あて

対号 平成10年3月20日付け少甲達第73号「被害少年カウンセリングアドバイザー制度の実施について（通達）」

被害少年カウンセリングアドバイザーについては、対号に基づき運用中のところ、今般、関係規定の改正等によりその運用を下記のとおりとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、対号は、廃止する。

記

1 趣旨

石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察訓令第32号）第75条に基づき、被害少年に対する継続的支援を実施するにあたり、実施担当者等が、必要の都度、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けられるよう、あらかじめ、被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱し、組織的な運用を図るものとする。

2 委嘱

- (1) 被害少年カウンセリングアドバイザーは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦に基づき、委嘱するものとする。
- (2) 少年課長は、次の要件を満たす者のうちから適任と認められる者を、被害少年カウンセリングアドバイザー推薦書（別記様式第1号）により、推薦するものとする。

ア 大学の研究者、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の職にある者で、臨床心理学、精神医学、カウンセリング等の継続的支援に必要な専門的知識を有すること。

イ 被害少年保護活動に理解を有し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。

ウ 原則として、石川県に居住地又は勤務地を有すること。

- (3) 被害少年カウンセリングアドバイザーの委嘱は、委嘱状（別記様式第2号）を交付して行う。

3 任期

被害少年カウンセリングアドバイザーの任期は、2年とし、再任することができる。ただし、任期中の解嘱等により、被害少年カウンセリングアドバイザーが欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 解嘱

被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱の要件に欠ける事由が生じたと認めるときは、委嘱期間にかかわらず解嘱するものとする。

5 任務

被害少年カウンセリングアドバイザーは、継続的支援のうち次の活動について、所属長又は実施担当者等の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

- (1) カウンセリングの実施
- (2) 心理テストの実施
- (3) 専門機関への引継ぎ
- (4) その他の活動のうち、特に専門的知識を要するもの

6 報告

被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けた場合には、カウンセリングアドバイス記録簿（別記様式第3号）に記録し、所属長に報告すること。

なお、警察署において助言を受けた場合には、カウンセリングアドバイス記録簿により少年課長に報告すること。

7 配意事項

- (1) 被害少年カウンセリングアドバイザーに助言を求めるに当たっては、被害少年カウンセリングアドバイザーが民間のボランティアであることに留意し、過度の負担を強いることのないよう配意すること。
- (2) 被害少年カウンセリングアドバイザーが継続的支援に関して知り得た秘密を他人に漏らすことがないよう、委嘱時、助言依頼時等に保秘の徹底に配意すること。

別記様式（略）